

三重大学先端科学研究支援センター動物実験施設

譲渡動物搬入までの流れ

注意 実験動物の譲渡に係る経費については、すべて申請者の負担になります。

①

申請書の提出

- ・実験譲渡動物搬入許可申請書
- ・微生物汚染検査（ヘルスレポート）直近3ヶ月以内
- ・授受レポート（提供先の方が記入する）
- ・遺伝子組換え生物等の譲渡等の情報提供届出書を研究推進チームへ提出

注1）譲渡に関する書類等の作製は申請者が行う
注2）書類の承認が下りるまでは動物の搬入は不可



譲渡動物の申請者



三重大学動物実験施設

②

承認後の流れ

- ・承認の連絡後、モニター動物の購入依頼書を提出。（1系統につき1匹必要）
- ・動物実験施設職員と検疫室の空確認、搬入日の調整を行う。
- ・譲渡先機関との連絡・調整は、利用者自身が行う。

注3）承認不可の場合は、別途対応。

申請者と動物譲渡先機関で調整

③

動物搬入後、検疫（約50日）

- ・譲渡動物を搬入後、1か月間モニターマウスと同居しその後実験動物中央研究所にて微生物検査を行う。

動物譲渡先機関

三重大学動物実験施設

④

動物の引き渡し 実験開始



陰性



SPFマウス

陽性



クリーニング業務を行い、SPFマウスを作製